

[全日本グランプリシリーズ運営規定]

第1条（名称）本シリーズは全日本グランプリシリーズと称し、その第1位を男女別にグランドチャンピオンと称する。

第2条（実行委員会）本シリーズは、日本スノーシューイング連盟（以下連盟）が任命する委員長、委員によって構成される全日本グランプリシリーズ実行委員会（以下実行委員会）によって運営される。

第3条（加盟大会）本シリーズ加盟大会は、連盟理事会によって選定され、各主管団体が、実行委員会が定める方針に沿ってその運営に当たり、安全確保を含め運営上の全ての責を負う。

第4条（要綱、規則、規定）全日本グランプリシリーズ及び各加盟大会は、連盟 Web サイトに掲載されるシリーズ実施概要、シリーズ実施要綱、各加盟大会実施要綱、日本スノーシューイング・レース規則、全日本グランプリシリーズ運営規定、及び当連盟、各主管団体が定めるその他の規定、規則、要綱、細則に則って行う。

第5条（中止、変更）各加盟大会において、地震・風水害・積雪不足・事件・事故・その他予測不可能な緊急事態により中止・コース変更または途中打ち切り等の措置をとることがある。この場合でも参加費、レンタル料の払戻はしない。宿泊費、貸切バス運賃の払戻は、別途定める各キャンセル規定に基くものとする。

（2）自己都合による種目、クラスの変更は認められない。

第6条（表彰）本シリーズに加盟する各大会が定めるシリーズ対象種目を転戦し、その順位によって得たポイント(順位に基く強者率=完走者数÷順位)の和により総合成績とし、男女別にその第1位から第3位までをグランプリ入賞者とし、第1位をグランドチャンピオンとする。

（2）グランプリに挑戦する選手は、本シリーズに加盟する大会の内、シリーズ毎に規定されている数の大会に参戦しなくてはならない。棄権、途中棄権、失格した大会はこの規定数の大会には含まれない。

（3）規定数以上の大会に参戦した場合は、獲得ポイントの高い規定数の大会のポイントの和を総合成績とする。

（4）当連盟から海外大会に派遣されたため、日程的に本シリーズの特定の加盟大会に参戦できなかった場合は、その海外大会の成績に基き第5条第(1)項と同様の方法でポイントを算出し、総合成績に加える。

（5）ポイントの和が同数の場合、第1位のみ各大会のタイムに基く強者率を算出し、決定するものとする。第2位以下は同順位とする。

（6）タイムに基く強者率算出方法は、総合ポイントが同数の者の各大会におけるタイムの和を分母、各人のタイムを分子とし、各大会における強者率の合計が少ないものを勝者とする。

(7) 各大会、及びグランプリチャンピオンの表彰は連盟が派遣する TD (技術代表) が行うものとする。

第7条 (各大会の表彰) 各加盟大会の実施要綱に則る。

第8条 (各大会単一参加) シリーズに参加しなくとも参加できるものとする。

第9条 (参加資格) 自力で制限時間内に完走する自信があり、且つアクシデントに対し自己責任の負える中学生以上の者。及び、保護者が伴走し、完走できる小学生。未成年者は保護者の承諾を得ている者。

各加盟大会所定のプリ・フィンギ(コ・ス説明)を受講した者。

第10条 (キャンセル) 自己都合によるキャンセルの場合、事由に関わらず参加費、レンタル料の返金はしない。宿泊費、バス代は、各大会開催日の3日前までに連絡を受けた場合、各キャンセル規定に基づき送金手数料を差し引きの上、後日返金する。同日以降の場合は返金しないものとする。

第11条 (秩序) 本シリーズ、又は各大会の運営、秩序維持に支障をきたした場合、又はその恐れがあると、当連盟、シリーズ実行委員会、又は各大会主管団体が判断した場合、特定の選手の参加を受付けない、または取消すことがある。大会中の場合は、選手、応援者に限らず退場を命じることがある。いずれの場合も参加費、レンタル料の払戻はしない。宿泊費、貸切バス運賃の払戻は、別途定める各キャンセル規定に基くものとする。本条項は、主管団体、SportsEntry、Runtastic、JTB Sports 経由の参加申込にも適用される。

(2) 当連盟、シリーズ実行委員会、又は各大会主管団体への提言、苦言等は全て書面にて行い、各組織が必要と判断した場合のみ回答するものとする。判定に対する不服は、当連盟の日本スノ・シュー・イング・レース規則に則り処理されるものとし、不服の申立は規定された時間内に書面にて行われなくてはならない。

第12条 (保険、免責) 保険は各加盟大会主管団体が加入し、保険料を負担する。

(2) 加盟大会主催者、主管団体は傷病、その他の事故に際し、応急処置及び各加盟大会主管団体が加入する保険の範囲内による補償以外、責任を負わないものとする。

(3) 貴重品の管理は各自で行うものとする。盗難等に対して各参加大会主催者、主管者は責任を負わない。

第13条 (著作権) 各大会参加中の映像、写真、記事、記録等の著作権、及びマスコミ等への掲載権は各参加大会主催者、主管者に属するものとする。

第14条 (同意) 当連盟は参加申込を受理した段階で、申込者が本規定に同意したものと見做し、参加証の発行をもって正式参加とする。